

松戸市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

行政不服審査法（平成26年法律68号）第43条第1項第5号の規定により、下記に該当する審査請求は、松戸市行政不服審査会への諮問を要しないものとする。

記

過去に同様の審査請求が提起され、先例となる答申が存在し、新たな事情が認められず、明らかに先例と同様の答申がなされると見込まれる場合

令和4年4月6日
松戸市行政不服審査会